

毎週火・金曜日定例発行

# 千葉県報

号外  
令和7年3月7日

号外第18号

千葉県報

令和7年3月7日（金曜日）

○ 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	五
○ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	一〇
○ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	四二
○ 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	四二
○ 千葉県行政組織条例の一部を改正する条例	四二
○ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	四三
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	四三
○ 千葉県職員定数条例の一部を改正する条例	四四
○ 千葉県県税条例等の一部を改正する条例	四四
○ 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	四五
○ 千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例	四五
○ 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	四六
○ 千葉県安心こども基金条例の一部を改正する条例	五二
○ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	五二
○ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	五二
○ 千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例	五三
○ 千葉県自然公園施設設置管理条例の一部を改正する条例	五三
○ 千葉県立県民の森設置管理条例の一部を改正する条例	五三
○ 千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	五三
○ 千葉県警察基本条例の一部を改正する条例	五四
○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	五四

一 制定の概要

課

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第一号）（児童家庭課）

## 条例のあらまし

児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。

二 施行期日等

1 令和七年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第二号）（人事課）

一 改正の概要

1 人事委員会勧告に基づく給料表の改定（第一条関係）

行政職給料表に定める職務の級の三級から七級まで及びこれらに相当する級について初号の給料月額を引き上げるとともに、八級から十級まで及びこれらに相当する級について職責重視の給料体系に見直すこととした。

2 人事委員会勧告に基づく昇給制度の改定（第一条関係）

行政職給料表の職務の級が八級以上である職員等については、勤務成績が特に良好である場合に限り昇給を行うこととした。

3 人事委員会勧告に基づく諸手当の改定（第一条、第三条及び第四条関係）

次のとおり諸手当を改定することとした。

(一) 医師等の初任給調整手当に係る支給限度額の引上げ

(二) 配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の月額の引上げ

(三) 一箇月当たりの通勤手当の支給限度額を十五万円に設定すること及び特急、高速道路等を利用する場合における通勤手当の支給要件の緩和

(四) 単身赴任手当の支給要件の緩和

(五) 在宅勤務等手当の新設

(六) 管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間帯の拡大

(七) 住居手当等の諸手当の支給対象を定年前再任用短時間勤務職員に拡大

(八) 特定任期付職員に対する勤勉手当の新設及び特定任期付職員業績手当の廃止等

4 企業局及び病院局における諸手当の改定（第二条及び第五条関係）

企業局及び病院局において扶養手当の改廃、在宅勤務等手当の新設及び管理職員特別勤務手当の改定等を行うこととした。

5 福祉職給料表級別基準職務表に掲げる職務の級の見直し

職務の級の五級について、基準となる職務に出先機関の困難な業務を行う課長の職務を加えることとした。（第一条関係）

6 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 施行期日等

1 令和七年四月一日から施行することとした。ただし、一(三)については、公布の日から施行することとした。

<p>○ 改めることとした。(第二条関係)</p> <p>1 知事の事務部局の職員のうち大学以外の職員 八、三一人(改正前八、一一人)</p> <p>2 教育委員会の事務部局の職員 七七六人(改正前七三六六人)</p> <p>二 施行期日 令和七年四月一日から施行することとした。</p> <p>○ 千葉県県税条例等の一部を改正する条例(条例第九号)(税務課)</p> <p>一 改正の概要</p> <p>1 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とすることとした。(第一条関係)</p> <p>2 その他所要の規定の整備を行うこととした。(第一条及び第二条関係)</p> <p>二 施行期日等</p> <p>1 公益信託に関する法律の施行の日から施行することとした。ただし、一について、施行日の属する年の翌年の一月一日から施行することとした。</p> <p>2 所要の経過措置を設けることとした。</p> <p>○ 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第十号)(市町村課)</p> <p>一 改正の概要</p> <p>1 農地法に基づく原状回復等の措置命令に従わない違反転用者等の公表の権限を千葉市、流山市及び我孫子市に移譲することとした。(別表第三十五号の三関係)</p> <p>2 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可(農地の転用等における開発行為を伴う場合に該当する土地に係るものを除く。)等の権限を銚子市、旭市及び印西市並びに長生郡一宮町、白子町及び長南町並びに夷隅郡御宿町に移譲することとした。(別表第三十五号の四関係)</p> <p>3 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可(農地の転用等における開発行為を伴う場合に該当する土地(二ヘクタールを超えるものに限る。)に係るものを除く。)等の権限を千葉市及び流山市に移譲することとした。(別表第三十五号の五関係)</p> <p>4 土地改良法に基づく土地改良区の区域に属さない地域において施行する県営土地改良事業の換地計画に定める清算金の徴収及び支払いの権限を夷隅郡御宿町に移譲することとした。(別表第三十五号の六関係)</p> <p>5 その他所要の規定の整備を行うこととした。</p> <p>二 施行期日等</p>	<p>○ 千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(条例第十一号)(政策法務課)</p> <p>一 改正の概要</p> <p>次の条例に係る施設(一)にあつては、千葉県文化会館及び青葉の森公園芸術文化ホールに限る。)の管理について、指定管理者の選定方法を非公募とすることとした。</p> <p>1 千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例</p> <p>2 千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例</p> <p>3 千葉県日本コンベンションセンター国際展示場設置管理条例</p> <p>4 千葉県東葛テクノプラザ設置管理条例</p> <p>二 施行期日 公布の日から施行することとした。</p>
<p>○ 千葉県安心子ども基金条例の一部を改正する条例(条例第十三号)(子育て支援課)</p> <p>一 改正の概要</p> <p>条例の失効期日を令和七年三月三十一日から令和十三年三月三十一日に延長することとした。</p>	<p>○ 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(条例第十二号)(政策法務課)</p> <p>一 改正の概要</p> <p>1 建築士法に基づく建築士事務所登録申請手数料の額の改定を行うこととした。(別表第一関係)</p> <p>2 道路交通法の一部改正に伴い、次のとおり改正を行うこととした。(別表第一関係)</p> <p>(一) 特定免許情報記録手数料等二件の新設</p> <p>(二) 運転免許試験手数料等十九件の額の改定等</p> <p>3 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正に伴い、自動車保管場所標章交付手数料等二件を廃止することとした。(別表第一関係)</p> <p>二 施行期日等</p> <p>1 令和七年三月二十四日から施行することとした。ただし、一及び三については、同年四月一日から施行することとした。</p> <p>2 所要の経過措置を設けることとした。</p>

部を次のように改正する。  
附則第四項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中千葉県県税条例第十四条の二第二号の改正規定及び次項の規定は、施行日の属する年の翌年の一月一日から施行する。（個人の県民税に関する経過措置）

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定の適用がある場合における第一条の規定による改正後の千葉県県税条例第十四条の二（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「のうち」とあるのは「のうち」と、「関連する寄附金」とあるのは「関連する寄附金又は所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項に規定する特定公益信託（知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であつて同項の規定により特定寄附金とみなされるもの」とする。（地方消費税に関する経過措置）

3 改正後の千葉県県税条例第四十七条の規定は、施行日以後に効力が生ずる地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第三条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十第一項ただし書に規定する公益信託（公益信託に関する法律附則第四条第一項に規定する移行認可（以下「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、施行日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託三関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第十号

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三十五号の三上欄中「及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号。以下この号において「改正法」という。）」を削り、同欄口中「の規定」を「（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同欄中へを削り、トをへとし、同欄チ中「ト、ヲ」を「へ、ル」に改め、同欄中チをトとし、同欄リ中「チ」を「ト」に改め、同欄中リをチとし、同欄又中「チ」を「ト」に改め、同欄中ヌをリとし、同欄ル中「ヌ」を「リ」に、「ヲ」を「ル」に改め、同欄中ルをヌとし、ヲをルとし、ワをヲとし、ヲの次に次のように加える。  
ワ 法第五十一条第三項の規定による公表

別表第三十五号の三上欄カ中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改め、同欄ヨを削り、同表第三十五号の四下欄中「木更津市、勝浦市」を「銚子市、木更津市、旭市、勝浦市、印西市」に、「長生郡長生村」を「長生郡一宮町、長生村、白子町及び長南町」に改め、「夷隅郡大多喜町」の下に「及び御宿町」を加え、同表第三十五号の五下欄中「我孫子市」を「千葉市、流山市及び我孫子市」に改め、同表第三十五号の六下欄中「及び夷隅郡大多喜町」を「並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第三十五号の三の改正規定は、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十二号）の施行の日から施行する。（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第三十五号の四及び第三十五号の五上欄に掲げる事務に係る農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に同法の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においてはそれぞれ同表の当該下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第十一号

千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

（千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

**第一条** 千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和四十一年千葉県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。  
 第六条の次に次の一条を加える。  
 (指定の手続)

**第六条の二** 文化会館のうち千葉県文化会館又は青葉の森公園芸術文化ホールについて千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年千葉県条例第二号。以下「指定手続条例」という。)第二条の規定による申請ができるものは、法人その他の団体が知事が指定管理者として最も適切と認めるものとする。

2 知事は、指定手続条例第三条の規定にかかわらず、指定手続条例第二条の規定により提出された書類の内容が前条の業務を行うために適切であり、かつ、当該書類を提出した法人その他の団体が指定手続条例第三条各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、当該法人その他の団体を議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部改正)

**第二条** 千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例(昭和五十五年千葉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条の二を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

(指定の手続)

**第五条の二** センターについて千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年千葉県条例第二号。以下「指定手続条例」という。)第二条の規定による申請ができるものは、法人その他の団体が知事が指定管理者として最も適切と認めるものとする。

2 知事は、指定手続条例第三条の規定にかかわらず、指定手続条例第二条の規定により提出された書類の内容が前条の業務を行うために適切であり、かつ、当該書類を提出した法人その他の団体が指定手続条例第三条各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、当該法人その他の団体を議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(千葉県日本コンベンションセンター国際展示場設置管理条例の一部改正)

**第三条** 千葉県日本コンベンションセンター国際展示場設置管理条例(平成元年千葉県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(指定の手続)

**第六条** 国際展示場について千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年千葉県条例第二号。以下「指定手続条例」という。)第二条の規定による申請ができるものは、法人その他の団体が知事が指定管理者として最も適切と認めるものとする。

2 知事は、指定手続条例第三条の規定にかかわらず、指定手続条例第二条の規定により提出された書類の内容が前条の業務を行うために適切であり、かつ、当該書類を提出した法人その他の団体が指定手続条例第三条各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、当該法人その他の団体を議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(千葉県東葛テクノプラザ設置管理条例の一部改正)

**第四条** 千葉県東葛テクノプラザ設置管理条例(平成十年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(指定の手続)

**第七条** テクノプラザについて千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年千葉県条例第二号。以下「指定手続条例」という。)第二条の規定による申請ができるものは、法人その他の団体が知事が指定管理者として最も適切と認めるものとする。

2 知事は、指定手続条例第三条の規定にかかわらず、指定手続条例第二条の規定により提出された書類の内容が前条の業務を行うために適切であり、かつ、当該書類を提出した法人その他の団体が指定手続条例第三条各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、当該法人その他の団体を議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

**千葉県条例第十二号**

**使用料及び手数料条例の一部を改正する条例**

使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)に基づくものの項建築士事務所登録申請手数料の目中「一万六千円」を「二万二千円」に、「一万千円」を「二万円」に改め、同表道路交通法(昭和三十五年法律第五号)に基づくものの項運転免許試験手数料の目大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験の節中「千五百五十円」を「千六百五十円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に、「四千円(第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験)」を「三千九百円(技能試験)」に、「六千六百円」